

四村市東部産業団地

令和5年度 完成予定

~大規模用地のご案内~

■概要

所	在	地	田村市常葉町山根字余平田地内
開	発 面	積	約42ha
区	画面	積	約21ha(平場面積)
区	画	数	2区画(A区画 <mark>13ha、</mark> B区画 <mark>8ha</mark>)
契	約 方	法	賃貸のみ
賃		料	未定





■おススメポイント

- 〇(仮称)田村市東部産業団地の契約は賃貸借のみです。
- 〇賃貸料は、固定資産税評価替(3年毎)に合わせて見直す見込みです。
- 〇賃貸借契約は原則として事業用定期借地権設定契約(30年)を締結します。(建設中は一時使用賃貸借契約)

田村市 産業部 商工課 企業立地係 http://www.city.tamura.lg.jp/

T 0247-82-6677 E-mail shoko@city.tamura.lg.jp

2203001

(仮称)田村市東部産業団地

🙀 福島県田村市

■位置&アクセス



●新幹線使用で東京から最短で約2時間30分



■企業立地補助金・優遇税制

内容

- ●自立·帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ●ふくしま産業復興投資促進特区ほか税制優遇制度
- ■田村市工場立地奨励金 最長10年間の支援制度!

- 下記(※)の業務に使用する施設(工場等)を新設、または増設する事業者であること ※ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業 用地取得または借地の日から3年以内に操業を開始すること 条件
 - 下記の条件のいずれかを満たすこと
 - ① 施設を新設・増設するために取得または借用した用地の面積が3,000㎡以上であること

■アクセス

【空

【港

【鉄

【高速道路】磐越道船引三春IC

又は田村スマートIC

どちらも約15km

港】福島空港まで約45km

湾】小名浜港まで約80km

道】JR磐越東線船引駅まで約11km

② 新設・増設した施設の延床面積が500㎡以上であること

土地、建物、償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付します。 ※ 新設または増設した施設に係る資産のみが対象 交付期間:新設10年間、増設3年間

■緑地率の緩和 用地の効率的活用&緑地等の設置費用軽減!

~田村市は工場の緑地面積率を緩和しています~

- ●工場立地法により、一定規模以上の工場に設置が義務付けられている 緑地等の面積率を緩和しています。
- ●環境施設面積率10%以上(うち緑地面積率5%以上)です。
- ※ 通常は環境施設面積率25%以上(うち緑地面積率20%以上)です。